

京都大学土木会規約

(平成6年6月18日改正) (平成8年6月22日改正)
(平成9年6月20日改正) (平成15年6月21日改正)
(平成18年6月19日改正) (平成19年6月16日改正)
(平成20年6月14日改正) (平成23年6月25日改正)
(平成24年6月16日改正) (平成27年6月13日改正)
(平成29年6月17日改正) (令和8年6月13日改正)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、京都大学土木会という。

(本 部)

第2条 この会は、本部を京都大学大学院工学研究科土木系教室(社会基盤工学専攻, 都市社会工学専攻, 都市環境工学専攻)内におく。

(支 部)

第3条 この会は、各地区に支部を置くことができる。支部は各地区の会員によって構成され、本部と密接な連絡を保つものとする。

(学 年 会)

第4条 この会は、学部卒業年次ごとに学年会を置く。学年会は各卒業年次の会員によって構成され、本部と密接な連絡を保つものとする。

第2章 目的および事業

(目 的)

第5条 この会は、土木工学の発展に寄与し、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(事 業)

第6条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

(1) 会員名簿(電磁的記録を含む)、会報を作成し、正会員に配布もしくは閲覧させること。

(2) 支部ごともしくは学年ごとの活動を行うこと。またはその援助をすること。

(3) 学生会員を中心とした研究会、見学会、運動会、研修等の事業を行なうこと、またはその援助をすること。

(4) その他、この会の目的を達成するために必要なこと。

(個人情報)

第7条 前条の事業の実施に必要な会員の個人情報の取り扱いについて、この会は京都大学土木会プライバシーポリシーを定め、また、実施事業ごとに利用する個人情報についての取り扱いを必要に応じ定めるものとし、事業の対象となる会員に周知するものとする。

第3章 会 員

(会員の資格)

第8条 本会の会員資格を有する者は、以下の通りとする。

(1) 正会員 次のいずれかに該当する者

ア. 京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻，都市社会工学専攻，都市環境工学専攻の教員および旧教官ならびに旧教員。

イ. 防災研究所，環境質制御研究センター，原子炉実験所，環境保全センター，エネルギー科学研究科エネルギー社会・環境科学専攻，地球環境学堂，産官学連携センター，学術情報メディアセンターの教員および旧教官ならびに旧教員。

ウ. 京都大学工学部土木工学教室，衛生工学教室，交通土木工学教室および工学研究科土木工学専攻，土木システム工学専攻，環境工学専攻，環境地球工学専攻の旧教官

エ. 京都大学工学部土木工学科，衛生工学科，交通土木工学科，地球工学科土木工学コースおよび環境工学コースならびに国際コースの卒業生，および京都大学大学院工学研究科土木工学専攻，衛生工学専攻，交通土木工学専攻，環境工学専攻，土木システム工学専攻，社会基盤工学専攻，都市社会工学専攻，都市環境工学専攻（以下，土木系大学院と呼ぶ）を修した者。

オ. 京都大学大学院工学研究科応用システム科学専攻，環境地球工学専攻，エネルギー科学研究科エネルギー社会・環境科学専攻，情報学研究科，地球環境学堂，経営管理大学院，（以下，関連大学院と呼ぶ）を修了した者で，かつ在籍中会員教員に指導を受けた者。

カ. 土木系大学院国際コース（研究留学生特別コース，昭和57年度～平成14年度来日）に在籍した者で，かつ会員教員に指導を受けた者。

キ. 工学研究科総合工学特別コース（International Doctoral Program in Engineering，平成13年度～平成24年度来日）に在籍した者で，かつ会員教員に指導を受けた者。

ク. その他，土木系教室に関係あるもので入会を希望し，役員会で承認された者。

(2) 学生会員 次のいずれかに該当する者

ア. 京都大学工学部地球工学科土木工学コースおよび環境工学コースならびに国際コースに在籍する学生。

イ. 工学研究科総合工学特別コース（International Doctoral Program in Engineering）に在籍する者で，かつ会員教員に指導を受けている者。

(3) 若手会員 次のいずれかに該当する者

ア. 京都大学工学部地球工学科土木工学コースおよび環境工学コースならびに国際コースの卒業生で卒業後5年以内のもの。

イ. 土木系大学院に在籍する学生で修士課程入学後5年以内のもの。

ウ. 関連大学院に在籍する学生で、土木系大学院の卒業生、あるいは会員教員の指導を受けている者で修士課程入学後5年以内のもの。

(会 費)

第9条 前条に定める会員は付則に定める会費を納入しなければならない。但し、次の会員は会費を要しない。

(1) 土木系大学院国際コース（研究留学生特別コース，昭和57年度～平成14年度来日）または工学研究科総合工学特別コース（International Doctoral Program in Engineering，平成13年度～平成24年度来日）に在籍した正会員

(2) 正会員の内、学部卒業後満50年を経過した者およびこれに準ずる正会員

(会員の退会、資格の喪失)

第10条 正会員が退会を希望したときは、役員会の承認を経て会員の資格を喪失する。

2 会員の行為により、この会が不利益を被った場合もしくはこの会との信頼関係が著しく損なわれた場合、役員会の4分の3以上の議決により、会員資格を喪失もしくは停止または事業への参加資格を停止させることができる。

3 前2項により会員の資格を喪失した場合で、本人の了承を得たときは、氏名は引き続き会員名簿に掲載される。

第4章 役員

(会長，副会長，評議員，監事および幹事)

第11条 この会は、次の役員をおく。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 評 議 員 | 年次毎及び支部毎に若干名 |
| (4) 監 事 | 2 名 |
| (5) 幹 事 | 数 名 |

(役員を選任)

第12条 前条に掲げる役員は次の手続きを経て選任される。

1. 会長は、正会員の中から京都大学大学院工学研究科土木・環境系教室により候補者を推薦し、役員会での議決を経て総会で承認する。
2. 副会長は、会長が正会員の中から推薦し、役員会での議決を経て総会で承認する。

3. 評議員は学部の各年次の卒業生の内から1名ないしは3名、および各支部の代表者2名ずつが選出される。
4. 監事は、会長が正会員の中から推薦し、役員会で承認する。
5. 幹事は、会員の中から会長が指名する。

(役員職務)

第13条 役員は、次の各項に掲げるところにより、それぞれの職務を行う他、役員会で重要会務を審議および議決する。

1. 会長は、この会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 評議員は、必要に応じて会長の諮問にこたえる。
4. 監事は、この会の会計を監査し、監査承認を与える。
5. 幹事は、会長を助けて会務を処理する。

(役員任期)

第14条 役員任期は次のとおりとする。但し、再任を妨げない。

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 会長、副会長および幹事 | 1年 |
| (2) 評議員および監事 | 3年 |

第5章 会 議

(役員会)

第15条 役員会は、役員をもって構成し、本会の事業、予算、決算、役員等の重要事項を審議および議決する。

1. 議長は会長がこれにあたる。
2. 役員会は、原則として総会に先立って毎年1回開催する。
3. 役員会は役員数の5分の1以上の出席によって成立する。
4. 委任状をもって表決を委任したものは出席数に加算できる。
5. 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。
6. 役員会で審議および議決された事項は、総会に報告されなければならない。

(総会)

第16条 総会は、原則として毎年1回開催される。

第17条 役員会で議決された議事は、総会出席の会員の過半数をもって承認とし、可否同数のときは議長が決める。

(幹事会)

第18条 幹事会は幹事をもって構成し、本会の関連事項を審議する。

1. 幹事会に幹事長を置く。
2. 幹事長は会長が指名する。

3. 幹事にワーキンググループ（WG）を置くことができる。
4. 幹事は年数回程度開催する。

第6章 資産および会計

（資 産）

第19条 この会の資産は、会費、寄附金品及びこれから生ずる果実をもって構成する。

（会計年度）

第20条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7章 規約の改正

第21条 この会の規約を改正しようとするときは、役員会で議決され、総会で同意されなければならない。

（付 則）（平成29年6月17日）

第1条 本改正規約は平成29年6月17日より施行する。

第2条 会費は以下の通りとする。

(1) 正会員は年額4,000円とする。

(2) 若手会員は5年間10,000円（一括）とし、平成21年4月より適用する。なお、若手会員のうち、修士課程入学後1年以上経過しているものは、その経過年数を5年から減じた年数に年額2,000円を乗じた額（一括）とする。

(3) 学生会員（地球工学科国際コースに在籍する外国人留学生を含む）は無料とする。

第3条 5年以上会費を滞納した正会員については、役員会の決議によって、会員名簿、会報の送付を停止することがある。

（付 則）（令和8年6月13日）

本改正規約のうち、第7条は令和7年12月19日より施行し、その他は令和8年6月13日より施行する。